

条件付一般競争入札における落札者決定の取り消しについて

令和5年12月20日

令和5年11月16日（木）に開札を行った、条件付一般競争入札において、落札者決定の取り消しを行いましたので、次のとおりお知らせします。

本件につきましては、関係する皆様方に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

なお、令和5年12月7日付で掲載した、「条件付一般競争入札における落札者決定の取り消しについて」において、分かりにくい部分がありましたので、下記のとおり改めてご報告させていただきます。

記

1. 工事名

筑後北小学校学童保育所建替え工事

2. 経過

本工事は、令和5年10月19日（木）に入札公告を行い、令和5年11月16日（木）に開札し、落札者を決定しました。同日、担当職員が工事請負契約のための書類を作成しようとしたところ、本工事の工期を令和6年6月27日に設定していたにも関わらず、歳出予算の次年度への繰越手続きを行っていなかったことが判明しました。

予算成立後、なんらかの理由で、その年度内に支出が終わらない見込がある歳出予算を翌年度に繰り越して使用するには、議会の議決を得る必要があります。したがって、今回の入札は、当該工事を実施することができない状態で実施したこととなり、地方自治法に適合しないことから、11月28日（火）付で本入札を中止し、11月29日（水）付で落札者の取り消しを行いました。

3. 原因

本工事において、工期を翌年度にまたがる期間で設定していたにもかかわらず、工事担当課である、児童・保育課が歳出予算の繰越手続きを怠っていたことに加え、入札執行の担当課である契約管財課、及び、財政課のチェック体制も不十分であったことに起因するものです。

4. 今後の対応

落札決定を取り消した工事については、市が作成した設計図書の内容を見直し、令和5年12月18日付で再度、入札の公告を行っています。

なお、このような事態を二度と繰り返さないようにチェック体制の強化及び、適切な事務処理を徹底してまいります。

【問合せ先】

筑後市 総務部 契約管財課

TEL 0942-65-7067 担当：檜橋、小濱